

訪問看護サービス重要事項説明書【医療保険】

この訪問看護サービス重要事項説明書【医療保険】は、マイクスコーポレーション有限会社が開設するサポート24訪問看護ステーション(以下、「本事業所とします。」)が、お客様に医療保険適用の訪問看護サービス(以下、「本サービス」とします。)を提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、マイクスコーポレーション有限会社及び本事業所の事業運営規定の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

第1条(本サービスの目的)

本事業所は、お客様の病状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望の把握に務め、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活営むことができるよう、主治医と密接な連携を取りながら、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的として、本サービスを提供します。

第2条(本サービスの基本方針)

本事業所は、以下に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- (1) お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 地域との結びつきを重視し、市区町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等との密接な連携に努めます。
- (3) 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について、常にその改善に努めます。

第3条(本サービスの実施に関する具体的方針)

本事業所は、以下に掲げる具体的方針に基づき本サービスを実施するものとします。

- (1) 本サービスの提供開始に当たり、お客様の心身状況等を把握するものとします。
- (2) 主治医の指示、お客様のご希望及び心身状況等を踏まえて、療育上の目標、本サービスの内容、実施期間を定めた訪問看護計画を作成します。
- (3) 主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、本サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。
- (4) 訪問看護計画の作成後、実施状況の把握(モニタリング)を行います。
- (5) モニタリング結果を主治医、居宅介護支援事業者へ報告します。
- (6) お客様の要望等により訪問看護計画を変更する必要がある場合には、状況調査等を踏まえ主治医の指導に基づいて、訪問看護計画を変更するものとします。
- (7) 第9条に定める従業者は、主治医の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとします。

第4条(会社概要)

法人名	マイクスコーポレーション有限会社
事業所の所在地	〒960 - 8055 福島市野田町字八郎内55-1
連絡先	電話 (024) 529-7708
代表者名	代表取締役 澤村 幹成
設立年月	平成11年8月30日
法人が行っている業務	サポート24訪問介護ステーション 訪問介護・介護予防訪問介護 シニアスタンダードズハウス野田町 生活サポート付き高齢者向け賃貸マンション(旧高専賃) シニアスタンダードズハウス小倉寺 生活サポート付き高齢者向け賃貸マンション シニアスタンダードズハウス御山 サービス付き高齢者向け住宅 サポート24スタジオ2 認知症対応型通所介護 サポート24デイサービスリハビリセンター 通所介護 サポート24訪問看護ステーション 訪問看護

第5条(本サービスを提供する事業所)

1. 本事業所の概要は下記のとおりです。

本事業所の名称 所在地 指定事業者番号 事業の実施地域 備考	サポート24訪問看護ステーション 福島市御山字松川原1-22 760190363 福島市 伊達市
--	---

※ 本事業の設備については、併設する指定介護予防訪問看護サービス事業所の設備と共用するものとします。

2. 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりです。

営業日 営業時間 休業日 備考	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜、日曜、祝日、年末年始(12/30～1/3)
--------------------------	--

3. 本事業所の職員体制は次のとおりです。(令和 8年 6月 1日現在)

	常勤	非常勤	計	資格等	兼務の有無
管理者	1人	人	1人	看護師	
看護職員	人	4人	4人		
理学療法士	人	人	人		
作業療法士	人	人	人		
言語聴覚士	人	人	人		
事務職員	人	人	人		
その他	人	人	人		

4. 前項の各職員の職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが提供されるよう、本事業所の従業者及び本サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う者とし、従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県又は市区町村が条例で定める基準(以下、「基準等」とします)を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
 - (2) 看護職員は、主治医との密接な連携のもと、療養上の目標を定めた訪問看護計画を基にサービスの提供を行います。サービスの提供にあたって、看護職員(准看護師は除く)は、訪問看護指示書および居宅サービス計画書をふまえて、訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成を担当します。
5. 本重要事項説明書において、保健師、看護師、准看護師または理学療法士もしくは言語聴覚士を総称し、以下「看護師等」とします。

第6条(本サービスの対象者)

1. 本事業所は、お客様が以下に該当し、かつ主治医から本サービスが必要であると認められた場合に本サービスを提供します。

- (1) 40歳未満の場合
- (2) 40歳以上65歳未満であり、介護保険法施行令で定める特定疾病でない場合
- (3) 40歳以上かつ介護保険施行令で定める特定疾病であって、要介護者・要支援者ではない場合
- (4) 65歳以上であって、要介護者・要支援者でない場合

2. 要介護者または要支援者であるお客様が以下に該当する場合には、訪問看護サービスは医療保険により行われ、介護保険は適用されません。

- (1) お客様が、厚生労働大臣が定める疾病等の場合
- (2) 急性憎悪等により主治医(介護老人保健施設、介護医療院の医師を除く)が、一時的に頻回の訪問看護サービスを行う必要がある旨の指示(特別訪問看護指示書の交付)を行った場合(ひと月に原則1回に限り、指示日から14日を上限とする)

3. 本事業所では、精神障害者施設入所者に対する精神科訪問看護は行いません。

第7条(サービス内容)

本事業所は、訪問看護計画に基づき、指定された時間帯に、次のサービスを実施します。なお、各サービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、第8条に定める従業者までおたずねください。

< サービス内容の例 >

- ① 病状、障害の観察
- ② 医療的配慮が必要なお客様の清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 医療的配慮が必要なお客様の食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症のお客様の
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第8条(本サービスの実施に関する留意事項)

1. 本事業所では、金銭授受の取り扱いを以下のようにさせていただきます。ご不明の点がございましたら直ちに本事業所までご連絡ください。
 - (1) お客様の現金・預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることはできかねますのでご了承ください。
 - (2) お客様の現金・預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等が保管されている場所はお聞きいたしません。
 - (3) 銀行等での出入金、振込等の代行はできません。
 - (4) 従業者個人によるお客様との金銭の貸し借りについては、一切行いません。
2. 従業者個人の住所、電話番号はお知らせできませんので、ご了承ください。
3. 本条第1項及び第2項に反して行われた行為により生じた損害については、本事業所では責任を負いかねます。
4. 居室においてペットを飼われている場合は、トラブル回避のため、訪問前にペット(犬・猫・鳥等)を柵に入れる、別室に移すなど、配慮をお願い致します。なお、ペットにより本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合には、第20条に基づき、お客様またはそのご家族等の介護者は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第9条(従業者)

1. 従業者とは、お客様に本サービスを提供する本事業所の職員であり、主として看護職員が該当します。
2. お客様の相当になる従業者の選任(担当の変更を含みます)は、本事業所が行い、お客様が従業者を指名することはできません。本事業所の都合により相当の従業者を変更する場合は、お客様やそのご家族等に対し事前にご連絡をすると共に、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
3. お客様が、担当の従業者の変更を希望する場合には、その変更希望理由(業務上不相当と判断される事由)を明らかにして、事業所まで申し出てください。
※業務上不相当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。
4. 本事業所は、お客様からの変更希望も含め、従業者の変更により、お客様及びそのご家族に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
5. 本事業所は、基準等に定められる事項に基づき人員体制を整備し、お客様に対して本サービスを提供します。

第10条(利用料金)

1, 本サービスの利用料金は次のとおりです。

訪問看護 基本療養費Ⅰ	(※1)	週3日まで	5,550円/日	
		週4日まで	6,550円/日	
	准看護師による場合	週3日まで	5,050円/日	
		週4日以降	6,050円/日	
訪問看護 基本療養費Ⅱ	(※1)	同一日に2人	週3日まで 5,550円/月 週4日以降 6,550円/月	
		同一日に3人以上9人以下	週3日まで 2,780円/月 週4日以降 3,280円/月	
		准看護師による場合	同一日に2人	週3日まで 5,050円/月 週4日以降 6,050円/月
			同一日に3人以上9人以下	週3日まで 2,530円/月 週4日以降 3,030円/月
	訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円/月
	訪問看護 管理療養費	月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760円/月
			機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460円/月
			機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030円/月
機能強化型訪問看護管理療養費4			9,030円/月	
上記以外			7,710円/月	
月の2日目以降		イ 単一建物居住利用者が20人未満	3,010円/月	
		ロ 単一建物居住利用者が20人以上50人未満		
		(1)月15日目まで	2,510円/月	
	(2)月16日以降24日目まで	2,310円/月		
	(3)月25日以降	2,210円/月		
訪問看護 情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1		1,500円/月 (利用者1名につき1回)	
	訪問看護情報提供療養費2			
	訪問看護情報提供療養費3			
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円/死亡月	
	訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円/死亡月	

訪問看護医療情報連携加算 1000円/月

訪問看護物価対応料(1日につき)イ月の初日の訪問の場合 60円

ロ月の2回目以降の訪問の場合 20円

複数名訪問看護加算(看護師同行)同一建物2人/4500円/週 3人以上/4000円/週

難病等複数回訪問加算 1日2回以上4500円・3回以上8000円(同一建物内1人又は2人)

難病等複数回訪問加算 1日2回以上4000円(3人以上9人以下)

1日3回以上月20日7200円。21日以上6900円(3人以上9人以下)

退院時共同指導加算 8000円 特別管理加算ある場合+2000円

退院時支援指導加算 6000円

24時間対応体制加算(月1回)6520円

※1 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合

※3 保健師、看護師または作業療法士による場合

- 訪問看護基本医療費Ⅰは、お客様に対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様1人につき、訪問看護基本療養費Ⅲの利用と合わせて週3日を限度として算定します。
- 訪問看護基本療養費Ⅱは、同一建物居住者であるお客様に対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様1人につき、訪問看護基本療養費Ⅰの利用と合わせて週3日を限度として算定します。
- 訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中に退院後に本サービスを受けようとしているお客様(厚生労働大臣が定める者に限る)が、在宅療養に備えて一時的に外泊する際、本事業所が本サービスを行った場合に、お客様1人につき、入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で、外泊が必要と認められた者については、入院中2回)を限度として算定します。
- 本項1号および2号について、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は、日数の限度はありません。
- 本項1号および2号については、お客様の主治医からお客様の急性憎悪等により、一時的に頻回の本サービスの必要がある旨の訪問看護指示書(以下、「特別訪問看護指示書」とします。)の交付を受け、当該特別訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、本事業所が本サービスを行った場合には、本項1号および2号の規定にかかわらず、ひと月に1回(厚生労働大臣が定める者については、ひと月に2回)に限り、特別指示があった日から起算して14日を限度として算定します。
- 訪問看護管理療養費は、本事業所が、お客様に係る訪問看護計画書および訪問看護報告書をお客様の主治医に提出するとともに、お客様に係る本サービスの実施に関する計画的な管理を

継続して行った場合に、訪問の都度、算定します。

- (7) 訪問看護情報提供療養費は、お客様に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、お客様に提供させていただいていた本サービスに関する情報を、お客様の居住地の市町村等、義務教育諸学校、保険医療機関に対して提供した際に算定されます。なお、上記の情報共有については、別途「訪問看護サービス重要事項説明書別紙」にて同意の有無を確認します。
- (8) 訪問看護ターミナルケア療養費は、主治医の指示により、お客様のお亡くなりになられた日およびお亡くなりになる前14日以内の計15日間に2回以上本サービスを行い、かつ、本サービスにおけるターミナルケアの支援体制についてお客様およびご家族に説明した上でターミナルケアを行った場合に加算されます。(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外または特別養護老人ホーム以外でお亡くなりになられた場合も含む)
- (9) 通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際には、前期の基本料金に、次のとおり割り増しされます。

サービス提供時間帯	加算料金
早朝(午前6時00分～午前8時00分)	2,100円
夜間(午後6時00分～午後10時00分)	2,100円
深夜(午後10時00分～午前6時00分)	4,200円

第11条(交通費)

お客様の居宅までの往復にかかる交通費を負担していただきます。その詳細は下表に記載しているとおりです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
自動車等	1キロあたり30円(税込)

保険適応外料金(実費請求の場合)

サービス提供時間	料金
20分	1500円
40分	3000円
60分	4000円

休日加算(土日祝日)	2500円
死後の処置料	20000円

第12条(お支払い方法)

1. 前月のサービスご利用分に関するお客様負担金を、本事業所が定めるサービスご利用月の翌月の期日までにお支払いいただきます。
2. お支払い方法は、原則として口座引き落としさせていただきます。なお、口座引き落とし以外のお支払いについては、本事業所または従業員までご相談ください。
3. お客様の医療保険情報の確認ができなかった時は、利用料金の金額を一旦負担していただくことがあります。

第13条(介護保険適用となる場合)

本事業所がお客様に介護保険の適用となる訪問看護サービスを提供する場合は、本契約とは別に「訪問看護サービス計画書【介護保険】」および「訪問看護サービス重要事項説明書【介護保険】」を締結します。

第14条(秘密保持および個人情報の保護)

1. 本事業所およびその従業者は、業務上知り得たお客様およびそのご家族等の秘密および個人情報について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
2. 本事業所は、そのサービス提供上知り得たお客様およびそのご家族等の秘密および個人情報について、守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
3. 本事業所およびその従業者は、必要な範囲においてお客様およびそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、お客様およびそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、別途同意を得るものとします。
4. 本条に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
5. 個人情報に関するお問い合わせにつきましては、第16条に記載する窓口までご連絡ください。

第15条(サービス相談窓口、苦情受付窓口)

1. 本事業所におけるサービスの利用に係る相談窓口、および苦情・要望の受付窓口は以下のとおりです。

電話番号	024-563-3160
受付時間	午前9時00分～午後6時00分
苦情受付担当者	鈴木 恵美
苦情解決責任者	鈴木 恵美
備考	

2. 前項の他、次の市区町村等のサービス相談、および苦情受付窓口にも相談することもできます。

(1)

市区町村名	福島市
電話番号	024-525-6587
担当部署	介護保険課
備考	

(2)

国保連合会	福島県国民健康保険団体連合会
電話番号	024-528-0040
担当部署	介護保険課
備考	

3. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスに係る苦情を受けた場合、以下の手順に基づいた対応を実施します。

- (1) 苦情の受付
- (2) 苦情内容の確認
- (3) 苦情解決責任者への報告
- (4) お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- (5) 苦情の解決に向けた対応の実施
- (6) 再発防止、および改善の実施
- (7) お客様への苦情解決結果の説明・同意
- (8) 苦情解決責任者等への最終報告

第16条(事故発生時の連絡先、および対応の手順)

1. 本サービス提供中に事故が発生した場合には、予め確認させていただいた次の連絡先へ連絡します。お客様およびそのご家族様よりご連絡をいただく場合は、第5条第1項に記載されている本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。なお、次の連絡先につながらない場合は、「緊急連絡表」に基づき連絡を行います。

(1) ご家族様

お名前	
電話番号	
備考	

(2) 市区町村の事故発生時の連絡先

市区町村名	福島市
電話番号	024-525-6587
担当部署	介護保険課
備考	

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにより事故が発生した場合、次の基本手順に基づいた対応を実施します。なお、当該事故の状況・内容および対応結果については、本事業所が記録します。

- (1) お客様の安全の確保
- (2) 事故発生状況・内容の確認
- (3) 本事業所の管理者等への報告
- (4) ご家族等・市区町村への連絡
- (5) 事故の解決に向けた対応の実施
- (6) 事故発生原因の解明、および再発防止への措置
- (7) お客様への、自己解決経過・結果の説明
- (8) 本事業所の管理者等への最終報告

3. 本サービスの提供により、お客様へ賠償すべき事故が発生した場合、第20条に基づいた対応を実施します。

第17条(緊急時等の連絡先、および対応の手順)

1. 本サービス提供中にお客様の容態の急変があった場合には、予め確認させていただいていた次の連絡先へ連絡します。お客様およびそのご家族様より連絡をいただく場合は、第5条第1項に記載されている本事業所の連絡先までご連絡をお願い致します。なお、次の連絡先につながらない場合は、「緊急連絡表」に基づき連絡を行います。

(1) 主治医

医療機関名	
電話番号	
主治医名	
備考	

(2) ご家族様

お名前	
電話番号	
備考	

(3) お客様の担当居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者名	
電話番号	
担当ケアマネジャー名	
備考	

2. 本事業所は、お客様に対し、自ら提供した本サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡(119番への通報)、搬送の実施等の必要な措置を講じた後、必要に応じ、第18条第2項に基づいた対応を実施します。
3. 本事業所は、緊急に計画外のサービスの提供があり、そのサービスが介護保険適用外のサービスの場合には、お客様より別途料金をいただく場合があります。

第18条(損害賠償)

1. 本事業所は、お客様に対する本サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由によりお客様またはそのご家族等の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはそのご家族に過失がある場合は、本事業書の賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
2. 物品の賠償にあたっては原状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。
3. 修理又は復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価をその賠償額範囲とします。
4. 取り扱いに特別の注意が必要な物品等について、予めご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねる場合があります。
5. お客様またはそのご家族等は、お客様又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第19条(介護給付費および医療費の改正)

国が定める医療費(診療報酬)の改定があった場合、本事業所の料金体系は、国が定める医療費(診療報酬)に準拠するものとします。

第20条(虐待の防止に関する措置)

1. 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

第21条(第三者評価の実施状況)

本事業所の第三者評価の実施状況は、以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

第22条(衛生管理)

1. 本事業所は、従業者の清潔の保持および健康状態の管理並びに本事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
2. 本事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - (1) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備します。
 - (2) 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施します。

第23条(業務継続計画の策定等)

1. 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2. 本事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行います。
3. 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第24条(ハラスメント対策の強化)

1. 本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
2. お客様またはそのご家族等による本事業所の従業員への身体的暴力・精神的暴力やセクシュアルハラスメントがなされた場合、当該従業員ないし本事業所がお客様へサービスの提供をすることができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。
 - (1) 身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。
 - (2) セクシュアルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

マイクスコーポレーション有限会社は、重要事項説明書に基づいて、本サービスの内容および重要事項の説明を行いました。本書を2通作成し、マイクスコーポレーション有限会社、お客様(またはその代理人)は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

事業所	所在地	福島市御山字松川原1-22
	事業所名	サポート24訪問看護ステーション
	電話番号	024-563-3160
	事業所番号	760190363
	管理者名	鈴木恵美

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

重要事項説明書の同意年月日		
利用者	住所	
	氏名	
保証人	住所	
	氏名	
	利用者とは関係 (続柄)	
利用者欄を代筆した場合、理由を記入		

